

## 令和4年第6回総社市農業委員会総会議事録

1 開会 令和4年6月10日(金) 午後1時30分

2 閉会 令和4年6月10日(金) 午後3時18分

3 場所 総合福祉センター3階 大会議室

4 出席または欠席した農業委員

出席 15人

1番 渡邊 豊	2番 定井 正雄(会長)
3番 林 眞理(農政担当)	4番 國府 直幸
5番 若林 勤	6番 小原 弘
7番 小西 忍	8番 河田 直樹
9番 阿部 英志	10番 渡邊 則文
11番 能登谷 和正(会長代理)	12番 仮谷 昌典
13番 中田 省吾	14番 犬飼 正己
15番 秋山 陽太郎(農地担当)	

5 出席した農地利用最適化推進委員

茅原 弘和 前田 操 守安 淳市 大月 泉  
黒江 冊旨

6 職務及び説明のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局

局長 小川 正義 次長 山室 浩二 主査 萬成 教雄 主任 新谷 紗季子

7 議事録署名委員

7番委員 8番委員

8 本日の議事日程

第1 議事録署名委員の指名

## 第2 会期の決定

### 第3 付議事件

議案第22号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について

議案第23号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第24号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第25号 農用地利用集積計画について

報告第16号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について

報告第17号 農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について

報告第18号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について

報告第19号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について

## 9 付議事件及びその結果

原案どおり可決

## 10 議事経過の概要

次のとおり

### 開会 午後1時30分

(会長) それでは、只今より令和4年第6回総社市農業委員会総会を開会いたします。只今の出席は、農業委員が15名。そして農地利用最適化推進委員が5名の出席です。農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する在任する委員の過半数が出席しております。よって総会が成立していることを報告します。本日の議事日程は、皆様のお手元に配布しております日程表のとおり進めてまいりますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。次に、総会での注意事項について申し上げます。発言される場合は必ず挙手をし、議席番号を言ってから発言してください。やむを得ず離席する場合は必ず許可を得るようにしてください。携帯電話は電源を切るかマナーモードにするようお願いいたします。

(会長) 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、総社市農業委員会会議規則第33条の規定により、7番委員、8番委員を指名いたします。

(会長) 次に、日程第2 会期の決定を行います。本総会の会期は、総社市農業委員会会議規則第5条の規定により本日1日限りと決定いたします。

(会長) 次に日程第3 付議事件の審議に入ります。それでは、農地担当の秋山委員、審議をよろしくお願いいたします。

**【議案第22号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について】**

- (農地担当) それでは付議事件の審議に入ります。議案第22号、農地法第3条の規定による農地等の許可申請について、を議題といたします。事務局お願いします。
- (主査) 【議案第22号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について朗読】

**【受付番号5番】**

- (農地担当) 5番、北溝手の件につきまして地元委員の説明をお願いいたします。
- (4番委員) 申請地は●●駅の北東で●●と●●の間です。4筆ありますが、一帯になっています。詳細は前田委員お願いします。
- (農地担当) 地元推進委員の説明をお願いいたします。
- (前田委員) この受人と渡人の関係は、知人でも何でもないです。今まで受人が作っていた状況で、今後も作ってくれるなら差上げますということです。作付けは、引き続き水稻をされます。機械所有は、現在11町作付けしており、トラクター、コンバイン、田植え機、乾燥機を所有されており問題ありません。従事する人は、奥さん、長男です。周辺との関係は、特に支障ございません。委員としての意見は、特にございません。よろしく審議の程お願いします。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見等ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。5番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、5番は許可されました。

**【受付番号6番】**

- (農地担当) 続きまして6番、西郡の件につきまして地元委員の説明をお願いいたします。
- (9番委員) 位置は、山手の旧道の横になります。受人と渡人の関係はいとこ同士です。受人には、50年も60年もずっとやっておったんですが、そのうち世代交代で受けてもらうことになりました。周辺の関係は従来どおりの耕作をするということで、全く問題ないと思っています。機械等がありますし、息子と夫婦で8人おられるので従事については問題ありません。距離も歩いて2、3分で近場ですので、問題ないと思っておりますのでよろしく審議の程お願いします。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見等ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。6番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、6番は許可されました。

#### 【受付番号7番】

(農地担当) 続きまして7番、西郡の件につきまして地元委員の説明をお願いいたします。

(14番委員) この案件については、守安委員より問題ないと報告を受けています。詳細につきましてよろしくをお願いします。

(農地担当) 関係者と地元推進委員の説明をお願いいたします。

(9番委員) 周辺の状況は私が報告します。周辺は水田のど真ん中で、一部無農薬でやっているところがありますが、影響があることはないと思います。

(守安委員) この受人と渡人は、姉弟の関係で、昔から受人が耕作をしているので何ら問題ないと思います。よろしく審議の程をお願いします。

(15番委員) この方は、所有農地を全部作付けしているわけではないけど、管理可能なところはされてますので問題ないと個人的には思います。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見等ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) 全部作付けしている訳ではないけど、管理可能なところはされてますので問題ないと個人的には思います。それでは採決いたします。7番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、7番は許可されました。

#### 【議案第23号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について】

(農地担当) 続きまして議案第23号、農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について、を議題といたします。それでは、事務局より説明をお願いいたします。

(主査) 【議案第23号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】

【受付番号6番】

- (農地担当) 6番, 清音三因の件ですが, 関連案件でございますので, 5条の17番を一括審議とさせていただきます。現地調査の報告をお願いいたします。
- (7番委員) 6月7日におきまして, 私と2番委員, 8番委員, 推進委員の長代委員, 東委員, 事務局1名の計6名で現地調査をさせていただきました。6番につきまして, 東, 西, 南は宅地に囲まれて北が道路というような状況でございます。17番につきましては, 東が申請地の駐車場, 西が宅地, 南が畑, 北が道路, 周りは住宅地なので問題ないと思います。
- (農地担当) それでは地元委員からの説明をお願いします。
- (5番委員) 用水, 排水ともに問題ありません。土砂流出についても問題ありません。また, 生活雑排水は, 公共下水道に接続します。総合判断として問題無いと考えております。
- (農地担当) それでは, 事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主査) 農地区分ですが, 甲種, 第1種, 第2種, 第3種いずれの要件にも該当しない農地ということで, 第2種農地と判断しています。
- (農地担当) この件につきまして, 何かご質疑, ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。6番, 17番これらを許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め, これらは許可されました。以上で議案第23号の審議は終了いたしました。

【議案第24号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について】

- (農地担当) 続きまして議案第24号, 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について, を議題といたします。それでは, 事務局より説明をお願いいたします。
- (主査) 【議案第24号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】

【受付番号16番】

- (農地担当) 16番, 西阿曾の件につきまして, 現地調査の報告をお願いいたします。
- (7番委員) 東が田, 西が田, 南が道路, 北に寺院があります。田は耕作されていませんが特に問題

ないと思います。以上でございます。

(農地担当) それでは地元委員からの説明をお願いします。

(3番委員) 参道が狭かったため参道の拡幅をやっていたが、相続の関係で手続きしていなかったことでこの度、改めて現況に合わせて手続きを行うものです。地元としては別段問題ないと思いますのでよろしくご審議をお願いします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) この件については、始末書の手続きもでございます。農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種いずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。16番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、これらは許可されました。

#### 【受付番号18番】

(農地担当) 続きまして18番、福井の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(7番委員) 東が宅地、西が道路、南が宅地、北が宅地これは、住居跡です。特に問題はないと思います。以上です。

(15番委員) それでは、地元委員からの説明をいたします。周辺は住宅地が多いので問題ないと思いますが、詳細は茅原委員から説明いたします。

(茅原委員) 現況は畑です。申請地の北側に家がありましたが、家は倒されて更地になっております。これまで近所の方が数名で畑を管理されておりました。特に農地への影響はないと思われま。予定されている建築物は2階建てでカーポートもありますが、日照通風は影響ないと思います。近所の方にも話を伺いましたが特に問題になる点はありませんでしたし、総合判断として問題ないと思いますので審議をよろしくをお願いします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種いずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。18番、を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、18番は許可されました。

#### 【受付番号19番】

(農地担当) 続きまして19番、宿の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(7番委員) 東が宅地、西が畑、南が道路、北は田になっていました。これは、特に影響はないところだと思います。以上でございます。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(9番委員) ここは最近、宅地化が進んでいて問題ないと思います。計画書の報告は黒江委員をお願いしたいと思います。

(農地担当) それでは、地元推進委員でございます黒江委員をお願いいたします。

(黒江委員) 用水は北側に排水設備を設置しており問題ないです。排水については宅地内の柵で泥を取り除き市道側溝に放流します。日照通風についても問題ありません。土砂流出については、ブロック擁壁を設置します。南側は道路側溝に接するので特に問題ないです。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種いずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。19番、を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、19番は許可されました。

#### 【受付番号20番】

(農地担当) 続きまして20番、井手の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(7番委員) 東が宅地、西が宅地、南が道路、北は田です。特に問題ないと思います。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(15番委員) 今回の開発につきましては、周りへの支障がないと思いますので審議をよろしく願います。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、市街化区域に近接し、市街化が見込まれる区域内にあるおおむね10ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地ということで、第2種農地と判断してい

ます。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。20番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、20番は許可されました。

#### 【受付番号21番】

(農地担当) 続きまして21番、南溝手の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(7番委員) 東が宅地、西が宅地、南は会社が立っています。北は道路で、周りは住宅地になっていて問題ないと思います。以上でございます。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(4番委員) 用水は不要です。排水については、枘を設けて北側側溝に接続します。生活雑排水については、合併浄化槽にて処理し、市道内水路に放流します。日照通風は極力支障がないようにします。境界部分については、ブロック擁壁を設置し、隣接地に流出しないようにします。総合判断として隣接地に影響ないと思いますので審議をよろしくをお願いします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。21番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、21番は許可されました。

#### 【受付番号22番】

(農地担当) 続きまして22番、金井戸の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(7番委員) 22番につきましては、東が宅地、西が私用の通行路、南が宅地、北が道路です。周りは住宅地なので問題ないと思います。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(4番委員) 用水は残地がないため不要です。排水についても問題ありません。生活雑排水について

は、合併浄化槽にて処理し、直接道路側溝に流入しないようにします。日照通風は極力支障がないようにします。境界部分については、土留めを設置し流出しないようにします。総合判断として問題ないと思いますので審議をよろしくお願いします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。22番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、22番は許可されました。

#### 【受付番号23番】

(農地担当) 続きまして23番、上林の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(7番委員) 東が水路と宅地、西が田、南が田、北は宅地。以上でございます。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(14番委員) この場所は、周りが住宅地で、詳細は守安委員より報告します。

(農地担当) それでは、地元推進委員でございます守安委員をお願いいたします。

(守安委員) こちらは、進入路と宅地となっており、用水は道路北側でございます。排水は、敷地東側に沈殿柵を設けて既存排水路に接続します。生活雑排水については、合併浄化槽を設置し、直接道路側溝に流入しないようにします。隣接農地がありますが、日照通風に支障が極力ないようにします。境界部分には土留め壁を設置し、盛土部分の崩壊により隣接地へ土砂が流出しないようにします。また、周りに田がありますが、耕作予定はない感じです。周りの農地に支障がないと思われま。総合判断として問題ないと思いますので審議をよろしくお願いします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。23番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、23番は許可されました。

#### 【受付番号24番】

- (農地担当) 続きまして24番、窪木の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。
- (7番委員) この農地につきましては、東が宅地、西が田、南が道路、北が水路というような状況でございますが、申請されているところはすでに地上げされているところなので是正が必要と思われまます。
- (農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。
- (4番委員) 詳細は前田委員より説明いたします。
- (前田委員) 今回の件は、始末書も出ております。この場所は、宅地拡張の目的で転用許可申請をしているが、父が亡くなっており、父が住んでいた時から住宅敷地が農地にはみ出しており、父の代では手続きが出来ていなかったということです。営農条件の支障ですが、用水は現在、北に水路があり影響ありません。排水は、舗装しないため地下浸透です。敷地拡張につき生活雑排水は出ません。日照通風については影響がないように留意し、土砂流出については、西側にコンクリート擁壁があり盛土の崩落はないと思われまます。総合判断としまして問題ないと思われまます。どうぞご審議ください。
- (農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主査) この件については、始末書がございます。農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。24番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、24番は許可されました。

#### 【受付番号25番】

- (農地担当) 続きまして25番、日羽の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。
- (7番委員) 東が田、西が道路、南が雑種地、北は田で周りに宅地などは無いので、支障はないと思われまます。
- (農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。
- (2番委員) この土地はしっかり管理されています。工場が出来ても近隣には迷惑をかけないということで、近隣の方々のご理解も得られています。28日に大月委員と同行して現場を見て受入とも話をしたところす。詳細は大月委員より報告します。

(農地担当) それでは、地元推進委員でございます大月委員お願いいたします。

(大月委員) 5月28日に現地調査しまして、畑のど真ん中あたるところです。昨年までは耕作していた土地ですが、この度、●●さんが●●工場が手狭になったことで場所を変えたいということで、地権者と交渉してこの場所をピックアップされました。用水は西と北に有りますが、油分の流出が無いように注意します。排水についてですが、雨水や排水は、敷地内に沈殿枳を設けて既存排水路に接続します。日照通風は、南側に昔の鉄道跡地に向けて建てるということで、鉄骨平屋建てなので支障ないと感じました。また、土砂流出ですが、コンクリートブロック壁を設置し、東側に遊休農地がありますが、盛土部分の崩壊により土砂が流出しないようにします。西に道路、北に田んぼがありますが、そこへも流れないようにしますが、パテ材の粉、油などの流出がないように十分注意するというので、ブームの中にフィルターを設け、飛散を防ぐということで申請が出ております。審議をよろしくをお願いします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。25番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、25番は許可されました。以上で議案第24条の審議はすべて終了いたしました。

### **【議案第25号 農用地利用集積計画について】**

(農地担当) 続きまして別紙になります。議案第25号、農用地利用集積計画について、を議題いたします。事務局より説明をお願いいたします。

(主査) **【議案第25号 農用地利用集積計画について朗読】**

(農地担当) まず、10番渡辺委員に退席をお願いします。

### **【10番委員退席 2時25分】**

(農地担当) 事務局から説明のありました農用地利用集積計画についてですが、中間管理機構の関係

でございます。まずは、目を通していただいて何かご質問がございましたら挙手で意見を  
お願いします。

(農地担当) 特にございませんでしたら、原案どおり承認してよろしいでしょうか。

(委員) よろしい。

(農地担当) それでは、原案のとおり承認といたします。10番渡辺委員、入室してください。

【10番委員入室 2時28分】

**【報告第16号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について】**

(農地担当) 次に、報告事項に入ります。報告第16号、事務局より説明をお願いいたします。

(主査) 【報告第16号 報告書について朗読】

**【報告第17号 農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】**

(農地担当) 次に、報告第17号、事務局より説明をお願いいたします。

(主査) 【報告第17号 報告書について朗読】

**【報告第18号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】**

(農地担当) 次に、報告第18号、事務局より説明をお願いいたします。

(主査) 【報告第18号 報告書について朗読】

**【報告第19号 農地法第6条の規定による農地所有適格法事人の報告について】**

(農地担当) 次に、報告第19号、農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について、事  
務局より説明をお願いいたします。

(主査) 【報告第19号 報告書について朗読】

## 【報告事項】

(農地担当) 20ページは、その他報告事項となっております。お目通しください。

(農地担当) 以上でございますが、本日許可された議案につきましては、速やかに許可書を交付することといたします。また、開発許可が必要なものにつきましては、同日許可とし、許可書を交付いたします。本日の許可件数は、3条関係が3件、4条関係が1件、5条関係が10件でございました。また、農用地利用集積計画について原案どおり承認としました。以上で、日程第3の付議事件の審議は全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

(会長) 日程第4、その他に入ります。令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について、と令和4年度最適化活動の目標の設定等について、私から、委員の皆様へ報告いたします。お手元にお配りいたしております資料をご覧くださいと思います。第4回の総会時に委員の皆様に対しまして、運営委員会で活動計画等を作成するにあたり、意見等があれば運営委員会委員へ意見等をお願いしておりましたが、委員の皆様から意見等はありませんでした。活動計画等を作成するにあたり、6月6日に運営委員会を開催し、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について、と令和4年度最適化活動の目標の設定等について、を運営委員会で作成しましたことを報告いたします。では、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について、事務局から説明をお願いします。

(次長) 【令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について 概要説明】

(会長) ありがとうございました。委員の方から意見等ありませんか。

(委員) なし。

(会長) それでは、お諮りいたします。令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について、は報告のとおり決定することとしてよろしいでしょうか。

(委員) よろしい。

(会長) ありがとうございます。それでは、報告のとおり決定いたしました。続きまして、令和4年度最適化活動の目標の設定等について、事務局から説明をお願いします。

(次長) 【令和4年度最適化活動の目標の設定等について 概要説明】

(会長) ありがとうございました。委員の方から、意見等はありませんか。

(委員) なし。

(会長) それでは、お諮りいたします。令和4年度最適化活動の目標の設定等について、は報告のとおり決定することとしてよろしいでしょうか。

(委員) よろしい。

(会長) ありがとうございます。それでは、報告のとおり決定いたしました。なお、この後、活動計画等は総社市のホームページ等へ掲載します。他に委員の方から何かありませんか。

(委員) なし。

(会長) ないようでしたら、会長代理より閉会の挨拶をお願いいたします。

(会長代理) 【閉会挨拶】 以上でございます。今日はお疲れ様でございました。

**閉会 午後3時18分**